

令和 3 年 度

忠岡町立小・中学校教職員
人事基本方針（案）

忠岡町教育委員会

令和3年度忠岡町立小・中学校教職員人事基本方針

教育に対する町民の期待と要望にこたえ、忠岡町における学校教育の健全な発達を期するためには、明るい秩序ある学校運営の推進と教育意欲の高揚を目ざして、適切な人事管理の下に、教職員組織の充実を図ることが肝要である。

令和3年度の教職員人事を行うに際しては、教職員構成の実態を勘案し、本町教育界の諸要請にこたえる適切な人事を行うため、下記の事項に重点を置き、積極的に努力を払うものとする。

記

1、教職員の人事

(1) 異動及び配置換え

教職員の異動及び配置換え（以下「異動等」という。）については、特に次の点に留意すること。

ア 児童・生徒の増減、標準法の基準に基づく定数事情を勘案のうえ、市町村間の計画的な広域異動等を行い、効率的な人員の調整を図る。

イ 各学校における教職員の構成については、性別、年齢別、担当教科別等による配置の適正化を図るとともに、各分野の推進力となる教職員が、特定の学校等にかたよらないよう留意する。特に人権教育、支援教育等の振興を図るため、指導力と熱意のある教員を偏らないよう該当校に配置するよう考慮する。

ウ 教職員の経験を豊かにし、資質を高め、学校の清新の気風を醸成するため、現任校における勤務年数が相当長期にわたる者については、それぞれの地域、学校等の実情に応じて計画的に異動を行う。

なお、異動等に当たっては、広域的な人員の交流を積極的に推進する。

その際、教職員の個別の事情は、教育振興の原則に反しない限り考慮する。

(2) 新規採用

教職員の新規採用については、教育者としての熱意と活力があり、かつ、教育的識見と幅広い指導力を有する人材を確保するよう努力する。

2、校長及び教頭の人事

学校の管理運営は、全教職員の一致協力によって成果をあげ得るものであるが、特に、学校の総括的な責任者として教職員の指導に当たるべき校長と、これを補佐すべき教頭については、高い識見と管理能力が要請されるため、その人を得ることが重要である。このためには、広域的な人事の交流を積極的に行うとともに、校長の採用及び教頭の任命にあたっては、優秀な人材を広域的に配置し得るよう慎重に選考するものとする。

3、女性教職員の人事

女性教職員を学校運営の中心的な役職に任用することについて十分考慮を払うものとする。

4、府町の連携

教職員人事における大阪府教育委員会との連携は、教職員人事管理を円滑にし、ひいては本町の教育効果を高めるものであるので、府町の連携を一層緊密なものとし、府町教育行政の一体的運営を図るよう努力する。

令和 3 年 度

忠岡町立小・中学校教職員人事
取扱上の留意事項（案）

忠岡町教育委員会

令和3年度忠岡町立小・中学校教職員人事取扱上の留意事項

「令和3年度忠岡町立小・中学校教職員人事基本方針」に基づき人事を行うにあたっては、次の事項に留意する。

1、 教職員の人事について

(1) 異動及び配置換えについて

ア 効率的な人員の調整

児童・生徒数の増減に伴う教職員の過欠員の調整については、市町村の計画的な広域異動や配置換え（以下「異動等」という。）を行い、効率的な人員の配分を図ること。

イ 教職員構成の適正化

- ① 各学校において、教職員の年齢別、性別等の構成状況を検討するとともに、指導力、人間関係等をも配慮しそれぞれの学校に適合する教職員を配置すること。中学校においては、教科担当教員の適正配置を期するよう留意すること。
- ② 養護教諭、事務職員、栄養教諭等については、配当定員を満たすよう特に配慮すること。

ウ 現任校における勤務年数が相当長期にわたる者の異動等

- ① 新規採用後、同一校において4年以上勤務する者については6年を目途として教育経験を豊かにさせるため、計画的に異動等を行うこと。
- ② 現任校において勤務年数7年以上の者においては、10年を目途としてその経験と能力を十分に発揮させるため、それぞれの学校の実情を検討の上、計画的に異動等を行う。
 - ・ 現任校における勤務年数が7年未満の者で、校長の意見具申を受け町教育委員会が異動することが適当であると認めた者は異動の対象とする。
 - ・ 現任校における勤務年数が10年以上の者で、校長の意見具申を受け町教育委員会が引き続き勤務させることが必要であると認めた者は異動の対象としない。

エ 広域的な人事交流の推進

異動等を行うにあたっては、市町村間における人事の交流を積極的に推進すること。なお、他市町村等での勤務経験やその他特別の事情なしに、町内同一校へ再度異動することは、原則避け、広域的な異動を推進する。

オ 特に配慮を要する事項

- ① 支援教育の振興を図るため、支援学級担任には、教育経験豊かにして熱意ある教員を配置すること。
- ② 標準法の改善の趣旨を踏まえ、個に応じた多様な教育を展開できるよう、教員配置に配慮すること。

(2) 新規採用

ア 教職員の新規採用は、教員については教員採用選考テスト、事務職員等については人事委員会が行う競争試験又は選考に合格した者のうちから、最終学校の成績、健康状況、人物等を総合判定して行うこと。

イ 期限付き採用者の選考については、教諭採用者に準じて行うこと。

ウ 新規採用の事務上の手続きについては、別に定める「事務処理に関する通知」に基づいて処置するものとするとともに、大阪府教育委員会教職員人事課及び小中学校課と連携を密にすること。

2. 校長及び教頭の人事について

校長及び教頭の人事について、年功序列、性別、学歴等にとらわれることなく、広域的な人事交流に配慮しつつ、指導力、適正等を勘案して配置すること。

(1) 校長

ア 異動及び配置換え

学校運営上の能力等を十分考慮するとともに学校の実情を勘案の上、適正に行うこと。

なお、現任校における勤務時間が著しく短い者、又は新任校において相当時間勤務することが期待しがたい者の異動は避けること。

イ 採用

積極的な学校運営を期待しうる人材を広域的に任用するため、別に定める要綱により、次の基準に基づき選考の上、採用すること。

- ① 人格が高潔で指導力に富み、教育については高い識見と学校経営管理能力を有する者。
- ② 教育経験豊かで身体強健な者
- ③ 年齢57歳以下の者

(2) 教頭

ア 異動及び配置換え

現任校における勤務年数及び校長を補佐する者としての適格性を確保するとともに、学校の実情を勘案の上、適正に行うこと。

イ 任命

校長の補佐としての素質を有する人材を広域的に任用するため、別に定める要領により、次の基準に基づき選考の上、任命すること。

- ① 人格が高潔で実践力に富み、教育に対する識見と計画性を有する者。
- ② 教育経験豊かで身体強健な者。
- ③ 原則として年齢57歳以下の者。

3、 女性教職員の人事について

女性教職員の人事に当たっては、母性保護の観点に十分留意すること。

4、 産休及び育児休業補助教員等の確保について

産休及び育児休業補助教員等の確保に努力し学校運営に支障をきたさないよう配慮すること。

5、 教職員の退職について

- (1) 制度の運用については、制度の趣旨に留意の上、定年退職する教職員の把握、
該当者に対する周知等を適切に行うこと。
- (2) 年度末に退職する教職員等の退職手当に関する優遇措置の適用については適切
に配慮すること。

6、 教職員人事対策連絡協議会等の開催について

上記各号の実施にあたっては、教職員人事対策連絡協議会、地区人事協議会を開
催し、これらの問題について積極的に審議すること。